

# 【重要事項説明書】

令和6年 4月 1日

## 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 徳名会
代表者氏名	理事長 名倉 義夫
法人の所在地	〒411-0917 静岡県駿東郡清水町徳倉 1603 番地の 10
法人の電話番号	電話 (055) 933-4122・4123 FAX (055) 933-4125
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 イ. 保育所の経営      ロ. 地域子育て支援拠点事業の経営 ハ. 一時預かり事業の経営      ニ. 病児保育事業の経営

2. 事業の目的      児童福祉法に基づき乳児及び幼児の保育事業を行うこと

3. 保育理念      共生と貢献      よく食べ、よく生き、まっすぐな心で輝け瞳！

## 4. 運営方針・保育方針

- 1 子どもの心を尊重し、受け止めて 信じて 見守る
- 2 食を真ん中に、5つの力を育てます。  
(命の育ちと食・料理と食・食と文化・食と人間関係・食と健康)
- 3 家庭と信頼関係を築き、温かく楽しい雰囲気の中で、一人の子どもとして成長させていく
- 4 職員間の連携をはかり、保育観・児童観を共有する  
保育観→保護者との協力の中で、園全体で保育する  
児童観→子どもが安心感を抱いた中で、笑顔いっぱいにごせる
- 5 “育ちの連続性”を考慮し、スムーズな小学校への移行を促す
- 6 地域において、親しみを持って気軽に立ち寄れる場となり、福祉に貢献する

## 5. 保育所の概要

名 称	しいの木保育園
所 在 地	〒411-0917 静岡県駿東郡清水町徳倉 1603 番地の 10
電話 / FAX	電話 (055) 933-4122 ・ 4123 / FAX (055) 933-4125
法人設立年月日	平成 18 年 2 月 16 日
事業認可年月日	平成 18 年 4 月 1 日
代表者 氏名	理事長・施設長 名倉義夫      園長 名倉喜美江
利用定員	0 歳児…9 名 1 歳児…13 名 2 歳児…18 名 3 歳児…20 名 4 歳児…20 名 5 歳児…20 名 計 100 名 ※但し待機児童がいる場合解消の為、定員枠を超えて受け入れる
職 員 数	28 名
保育事業種類	乳児保育 一時保育 休日保育 延長保育 障がい児保育 病児保育 (自園型)
職 員 研 修	職種、経験に基づき各自の仕事レベルを高める為、全職員に実施
嘱 託 医	小児科…まるやま小児科 (清水町堂庭)      歯科…さいとう歯科 (清水町徳倉)

6. 開所日・開所時間及び休所日

開所日及び時間	月～金曜日…・7:00～19:00 (18:00～19:00 は延長保育時間) 短時間保育…8:30～16:30 (この範囲を超える時間は延長保育扱い) 土曜日……………・7:00～18:00 希望保育 毎週木曜までに申請 短時間保育…8:30～16:30 (この範囲を超える時間は延長保育扱い) 日・祝祭日…・8:00～17:30 要代替休日 (前月20日までに申請)
休所日	年末年始 土曜日の行事翌日 3月年度末、春期及び夏期等は希望保育 その他、施設長が必要と認めた日

7. 施設の概要

敷地・面積	2021.60 m <sup>2</sup>
建 物	鉄骨造2階建て(耐震設計) 建築面積585.00 m <sup>2</sup> 延床面積1113 m <sup>2</sup>
	乳児室・ほふく室(91.77 m <sup>2</sup> ) …0～1歳児クラス(床暖房) 保育室(181.65 m <sup>2</sup> ) ×4室 …2～5歳児クラス(2歳児クラス、床暖房) 調理室(31.26 m <sup>2</sup> ) 一時預かり室(63.00 m <sup>2</sup> ) 調乳室(4.13 m <sup>2</sup> ) 沐浴室(8.25 m <sup>2</sup> ) 医務室(5.00 m <sup>2</sup> ) 屋外遊戯場(633.28 m <sup>2</sup> ) 子育て支援センター(185.19 m <sup>2</sup> ) 乳幼児用トイレ4箇所(57.78 m <sup>2</sup> )
設 備	冷暖房完備 一部床暖房(乳児室・ほふく室・2歳児クラスの保育室) エレベーター(750kg11人乗り) 防犯カメラ8基(出入口・園舎廻り・ 駐車場等、設置)
保 険	施設賠償責任保険加入

8. 警戒レベルの発令時の対応ガイドライン(清水町内保育施設)

①. 目 的

清水町の公立保育所・私立保育所等では、警戒レベル発生時に保育を必要とする児童がいるのであれば原則開園するという運用を行ってきたが、児童や職員の安全確保を図るため、警戒レベル発令時の統一的な基準を改める。

②. 水害、土砂災害における防災情報(警戒レベル) 発令時の対応基準

基 準	「特別警報」、「避難指示(緊急)」、「避難勧告」又は「避難準備、高齢者等避難開始」発令時等の対応
対象となる施設	町内全保育施設 (小規模保育施設を含む)
運用期日	令和6年4月1日
対応方針の位置付け	災害発生時の臨時休園等の措置を明示 (意思決定は、原則、保育実施主体である町)
概 要	・「特別警報」、「避難指示(緊急)」、「避難勧告」又は「避難準備・高齢者等避難開始」発令時については、休園(登園後であれば降園)を基本とする。

概 要	<p>各種警報(大雨・洪水等)についても、警報の状況、園周辺の情報や保育士等の状況により、町(こども未来課)と協議した上で、休園・降園措置をとることとする。</p> <p>・施設が被災の可能性のある場合には、職員の出勤も不要</p>
-----	--

③. 対応方法について【別紙のとおり】

台風の対応として、予め、台風の規模や進路状況により、当町に甚大な被害をもたらすことが予想される場合には、児童・職員の安全確保を図るため、こども未来課と協議の上、翌日の保育について休園措置をとることとする。

④. 保護者への周知等

- (1) 町は、ホームページ等で本ガイドラインについて周知を行う。
- (2) 保育施設は、重要事項説明書及び保護者通知等で周知を行う。
- (3) 保育施設は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の児童引渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。

⑤. 災害発生時の連絡方法

休園・降園措置に伴う保護者への情報伝達については、全て、各施設からのメール配信により行なうものとする。

9. 職員体制

施設長      園長      主任保育士      保育士      看護師      事務員  
 嘱託医(内科・歯科)

10. 園の除菌について

しいの木保育園では、各保育室等のスペース、室内おもちゃ等は、園児等が居ない時間にオゾン発生装置で除菌・消臭処理しています。

11. 保育施設等の育休退園制度の廃止について

令和3年4月から、3歳未満のお子様についても継続利用を認めることとなりました。ただし、継続利用は必須ではありませんので、ご家庭で保育の可能な方はできる限り家庭での保育をしていただき、ほかのお子様が広く保育施設を利用できるようご協力をお願いしております。

※詳細は、こども未来課 児童育成係へ問合せをお願い致します。 ☎055-981-8227

12. 保育料について(令和1年10月1日から保育無償化制度が開始されました)

- (1) 3歳児から5歳児までの児童・保育料が無償化になります。
- (2) 0歳児から2歳児までの児童につきましては従来同様、無償化の対象となりません。

※ただし、住民税非課税世帯については、保育料が無償化となります。

※保育料は、従前同様、第3子以降は無償化の対象です。(詳細は、清水町こども未来課 児童育成係へ問合せをお願い致します。電話 055-981-8227)

### 13. 保護者負担について

#### (1) 実費徴収

- ・給食費として、6,000円/月(主食費500円・副食費5,500円) 毎月、月初め集金(現金徴収)
- ・主食費は、全児童徴収(3歳から5歳児)・副食費は、一部の者(※)を除き、施設で決定した金額を徴収します。

※ 各種食材等高騰のため、給食費500円値上をしました。(令和5年度より)

(※) 副食費免除の一部の者とは、生活保護世帯や年収360万未満の世帯の子、国の基準に沿った、第3子以降の子(詳細は、清水町こども未来課へ問合せをお願い致します。)

- ・給食費滞納した場合には、清水町こども未来課に報告を致します。
- ・令和5年4月より、使用済みオムツは保育園にて廃棄します。(持参希望者はお知らせください)
- ・未満児、ビニール袋代(1,200円/年間) 汚れ物入れ袋として使用します。
- ・絵本代として、約500円/月(集金は3ヶ月分づつ) クラスによって多少差があります。
- ・保護者会費 約500円/月(集金は3ヶ月分づつ) 年度によって多少変動します。
- ・その他園外保育のバス代等、必要な実費が発生する場合はその都度お知らせします。

(2) 延長保育料(標準保育) 200円/1時間 月末締にて請求、集金袋にて集金します。

〃 〃 (短時間保育) 200円/1時間 月末締にて請求、集金袋にて集金します。

(3) 休日保育料 (H,28年度改正) 満年齢0・1・2歳児3,600円 満年齢3・4・5歳児1,800円

(4) 一時預り保育料 (H,28年度改正) 満年齢0・1・2歳児2,500円 満年齢3・4・5歳児1,500円

### 14. 給食について

令和5年7月より給食業務は外部委託をしております。

給食の方針	保育園の給食は生きる力の源となる大切なものと認識し、安全でおいしく、楽しい給食から、5つの力育てます。 ※ P1 参照
昼食・おやつ	保護者の方へ毎月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギーなどへの対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(指示書)を提出して下さい 個別に相談の上、可能な限り除去食・代替食で対応いたします。(持参日有)
衛生管理等	平成18年3月集団給食施設届出 定期的に(保育従事者・調理担当者等)は、月一回以上検便を行っています。

※ 非常災害時等、給食業務不可能の場合は、各家庭でのお弁当持参をお願いすることがあります。

15. 年間行事予定（令和6年度）

月	行 事 内 容
4	入園式・進級式 子どもの日の集い
5	さつまいものつるさし 歯科健診
6	じゃが芋ほり カレークッキング 内科検診 親子遠足
7	プール開き 花火教室 七夕 お祭りごっこ
8	すいか割り かき氷大会
9	運動会
10	さつまいもほり 内科検診 ハロウィン
11	七五三祝い 秋を見つけよう
12	しいの木発表会 クリスマス会
1	お正月遊び 参観会
2	豆まき じゃが芋植え 参観会 チャイルドオリンピック マラソン大会
3	ひな祭り おもてなし茶会(つき) お別れ遠足 お別れ会 卒園式

毎月の行事

散歩・誕生日会・防災避難訓練・乳児身体測定（2歳以上は3か月毎）

外部交流

お話クック・交通教室・防犯訓練・シニアクラブふれあい・バス教室  
年少・年中・年長児、対象の行事

【課内教室】

・体操教室 ・サッカー教室 ・お茶会等

【課外教室、申込制】

・サッカー教室 ・ピアノ教室 ・体操教室

※ 行事はその時の状況や天候などにより変更になる場合があります。

# 重要事項説明同意書

私は、書面に基づいて、しいの木保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 6 年 月 日

保護者住所 : \_\_\_\_\_

園児氏名 : \_\_\_\_\_

保護者氏名 : \_\_\_\_\_

園児から見た続柄 : \_\_\_\_\_

# 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園あたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ しいの木保育園が作成した電子記録(ホームページ)、その他新聞記事や、しいの木保育園が許可する情報に、園児の名前・活動写真(個人が特定されないもの、複数人数のものを使用)が掲載されること。

※(同意できないものについては職員にお尋ねいただき、その意思をお伝え下さい。)

社会福祉法人徳名会 しいの木保育園  
理事長 名倉 義夫 様

令和 6 年 月 日

保護者住所 : \_\_\_\_\_

園児氏名 : \_\_\_\_\_

保護者氏名 : \_\_\_\_\_

園児から見た続柄 : \_\_\_\_\_

同意できない事柄 : \_\_\_\_\_